

○ 別紙5 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.25 22行目 (改正後)	<p>⑥ その他運営に関する重要事項(第8号)</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>⑥ その他運営に関する重要事項(第8号)</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>